

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。5月も下旬に入り、新緑の季節を迎えました。暑さも日ごとに増し、弊社では5月からクールビズを開始しており、見た目も軽やかに、これからの季節を乗り切って業務に励んで参りたいと思います。今回は昨年導入された「宿泊税」について税務監査課の西元が担当いたします。

ご存じでしょうか？宿泊税について

・宿泊税とは

令和元年7月12日に福岡県が観光資源の魅力向上や観光振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税となり、令和2年4月1日より施行されています。

福岡県の他にも東京都や大阪府、京都市等導入している地域が一部ございます。

・納税義務者

宿泊税の納税義務者については福岡県内に所在する以下の施設への宿泊者となります。

- ・旅館業法に規定する旅客業(旅館、ホテル等)
 - ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業
 - ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業
- } いわゆる民泊

・納付金額

宿泊者1人1泊につき200円です。

連泊した場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

【福岡市】

宿泊料金	県税	福岡市税	合計
2万円未満	50円	150円	200円
2万円以上	50円	450円	500円

【北九州市】

県税	北九州市税	合計
50円	150円	200円

※各市町村が宿泊税を新たに課す際、県税の税率は宿泊者1人1泊につき100円となります。

・徴収・納入方法

特別徴収事業者(旅館業、民泊等の経営者)は、宿泊者から税金を預仮、原則、毎月1日から末日までの期間に対する宿泊税を翌月末日までに県へ申告・納入する形になります。

詳細については福岡県庁HP「宿泊税について」(下記URL参照)をご確認下さい。
(出典・URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzei.html>)

【新入社員紹介】

はじめまして。2月に入社いたしました渡邊と申します。税理士事務所での実務経験がありますが、さらなる経験と知識を重ねてお客様のお役に立てるよう努めて参ります。今後ともよろしく願いいたします。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350